

平成 22 年度土地処分に係る
議決欠缺の検証等に関する報告書

令和 8 年 9 月

東久留米市土地処分に係る議決欠缺再発防止対策会議

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	再発防止に向けた視点と取り組み・・・・・・・・	2
4	むすびに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

(参考資料)

資料 1	東久留米市土地処分に係る議決欠缺再発防止対策会議設置要領・・・・・・・・	5
資料 2	東久留米市土地処分に係る議決欠缺再発防止対策会議の検討経過・・・・・・・・	7

1 はじめに

平成7年9月8日に都市計画決定された都立六仙公園については、現在に至るまで東京都が整備を進めてきており、本公園の整備にあたり、本市は第八小学校跡地の約半分にあたる土地(中央町三丁目1582番2のうち7,674.22㎡(分筆登記により、中央町三丁目1582番13となる部分))について、平成22年度に東京都へ売却を行った。

市有財産の処分については、財務部管財課(当時)が所掌しており、本件についても当該土地を用途廃止した上で財務部管財課へ所管を移し、事務執行を行った。

本件では、平成23年3月8日付で東久留米市長と東京都西部公園緑地事務所長との間で土地売買契約を締結し、当該土地は東京都に引渡された後、都立六仙公園として整備・供用されている。

今般、これまで公園用地として東京都へ無償で貸付していた土地(中央町三丁目1582番2及び1584番2)について、売却できることとなったことから、本市でも事務調整を行ってきた。こうした中で、平成22年度に締結した土地売買契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により必要とされる市議会の議決を経ていなかったことが判明した。

については、速やかに本事象の解消を図るための取り組みと併せて、今後このような事象を発生させることのないよう、庁内に「東久留米市土地処分に係る議決欠缺再発防止対策会議」を設置し、今回の一連の事務手続について検証と再発防止対策の検討を行い、その結果をここにとりまとめた。

2 経過

(平成22年3月末をもって第八小学校閉校)

平成23年3月8日

所有権移転登記にかかる手続を東京都に依頼するにあたり、関係書類を東京都へ提出。

同日、東久留米市長は第八小学校跡地の約半分にあたる土地(中央町三丁目1582番2のうち7,674.22㎡)を金887,139,832円で東京都西部公園緑地事務所長へ売り渡すとする土地売買契約を締結した。

平成23年3月14日

中央町三丁目1582番2から中央町三丁目1582番13(7,674.22㎡)を分筆する登記を東京都の代位により行った。

平成23年3月15日

平成23年3月8日の売買を原因として、中央町三丁目1582番13の所有権を東京都へ移転する登記が完了した。

平成 23 年 3 月 17 日

東京都より平成 23 年 3 月 15 日付送付状にて、両者押印済の土地売買契約書、土地登記簿(写し)及び公図(写し)の送付を受けた。

令和 8 年 7 月 1 日

総務部管財課において平成 22 年度の土地売却に際し、市議会の議決を経ていなかったことを把握した。

令和 8 年 7 月 10 日

過去の判例から「議会による追認の議決を経ることにより議決欠缺の瑕疵が治癒される。」とされていることから、本件においても追認の議決を経るための手続きを進めることとした。

令和 8 年 7 月 17 日

東京都を訪問し、現在の状況を報告した。

令和 8 年 7 月 18 日以降

東久留米市土地処分に係る議決欠缺再発防止対策会議の設置
東京都との調整
当時の担当職員への聴取の実施

※事実確認の方法について

本件土地処分に関する事務手続きについては、現在から 15 年以上前に実施されたものであり、手続書類そのものが保存年限経過などにより多くは残されていない状況にあるが、現存する当時の資料に基づき可能な範囲で経過の整理を行った。また、事実確認と再発防止対策の検討のため、当時の当該事務の担当職員(管理職及び担当係長)への聴取を実施したが、現存する当時の資料から判明した経過内容を超える事実の確認には至らなかった。

3 再発防止に向けた視点と取り組み

現存する当時の資料から判明した事実に基づき、さらに当時の管理職・担当係長からの意見も参考にし、再発防止に向けた取り組みの視点と具体的な対応策を整理した。

(1) 市全体で組織横断的に把握・チェックを行う仕組みの構築

市議会に議案として提出すべき案件の進捗管理については、担当部署が責任を持って行うことはもちろん、全庁的かつ組織横断的に議案提出すべき案件の進捗を管理・把握できる仕組みの構築も必要である。

【具体的な再発防止の取り組み】

- ・ 予算編成時における該当事案の洗い出し

土地処分については、東久留米市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき、予定価格 20,000 千円以上(かつ1件 5,000 ㎡以上)のものは議会の議決が必要とされているが、同時に予算を伴うものであることから、その段階でのチェックが有用である。具体的には予算編成時に企画経営室財政課に提出する資料に、これらの要件に該当する案件かを確認できる欄を設け、予算要求時における気付きとすると共に、予算ヒアリングの場で第三者の視点を入れることで多角的な視点をもって確認をし、再発の防止に努めるものである。

なお、同様の仕組みを構築することにより、財産取得時の議決案件についても一定のフィルタリングの機能を持つことが可能である。

(2) 担当部署における精緻な事務スキームの構築

土地の処分事務については、金銭を伴う性質上、また、その価格が時点によって変動するという性質からも、一律の事務手順によって効率的かつ厳正に処理される必要があり、担当者の知識の習熟度合などに左右されない環境整備が求められる。

【具体的な再発防止の取り組み】

- ・ 土地処分に関する事務マニュアルの作成

総務部管財課において、これまで未作成であった土地処分等に関する事務マニュアル(手順書)を作成し、議決に付すべき案件に関する記載も盛り込むことで、業務の標準化とともに再発を防止する環境を整備する。

(3) 人材育成による職員の法令等理解の深化・意識醸成

本事案のような事態に至らしめないようにするためには、法令等の正しい理解をはじめ、コミュニケーション力や課題解決能力など、職務遂行に必要な知識・技術の向上を職員が継続的に図る必要がある。適切な事務執行のため、今後も各部署での職場内研修(OJT)の意義を再認識し、計画的に取り組むとともに、全庁的な研修による法令や業務知識の習得・理解も必要である。

【具体的な再発防止の取り組み】

- ・ 実務研修における制度の周知

実務担当者を対象とした実務研修において、基礎知識として契約等における議決事項について周知することにより、一人一人の知識を深め、再発防止に資する取り組みとする。

(4) その他

個別具体の再発防止に向けた取り組みに加え、担当部署においては、関係各課との情報共有のより一層の強化を図り、役割分担の明確化とスケジュール管理の徹底を図ることが必要である。

また、平成 22 年度当時には実施していなかったものの、総務部総務課において「市議会提出想定議案」の取りまとめと管理を行っており、随時担当部署における提出想定議案の進捗管理を実施している。「市議会提出想定議案」については、定期的に庁議で共有されており、事案の把握・再発防止に一定の効果が認められるものであり、今後も引き続き全庁的・組織横断的な進捗管理に努める。

4 むすびに

本対策会議では、土地の処分事務について、今回明らかとなった議決欠缺が発生しないよう、その経過を改めて振り返り、再発防止に向けた取り組みをとりまとめた。

今回の検証からは、この 15 年間に手続漏れを防ぐための対策が既に講じられている例もあったが、組織として更に改善すべき点も確認できた。今後は本事案を教訓として捉え、全職員が公務の責務を担っていることや自身の果たすべき役割を踏まえつつ、組織としてのチェック体制の強化や運用マニュアルの整備など、再発防止に向けた取り組みを確実に実施するとともに、二度とこのような事態を招かぬよう、万全を期して適切な職務遂行に尽力することが必要である。

参考資料

【資料 1】 東久留米市土地処分に係る議決欠缺再発防止対策会議設置要領

(設置)

第 1 土地処分に係る議決欠缺(以下「議決欠缺」という。)の再発防止を図るため、東久留米市土地処分に係る議決欠缺再発防止対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議決欠缺の事実関係等の把握に関すること。
- (2) 議決欠缺の再発防止対策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、議決欠缺の再発防止に関して必要な事項。

(組織)

第 3 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、企画経営室長の職にある者をもって充てる。

3 副議長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 企画調整課長
- (2) 財政課長
- (3) 総務課長
- (4) 職員課長
- (5) 管財課長

(職務)

第 4 議長は、対策会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 5 対策会議は、議長がこれを招集する。

2 対策会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(非公開)

第 6 対策会議は、非公開とする

(報告)

第 7 対策会議は、会議の結果を市長に報告する。

(庶務)

第 8 対策会議の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第 9 この要領に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 8 年 7 月 29 日から施行する。

(失効)

2 この要領は、第 7 の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

【資料 2】 東久留米市土地処分に係る議決欠缺再発防止対策会議の検討経過

第 1 回会議 令和 8 年 8 月 4 日 (火)

- ・東久留米市土地処分に係る議決欠缺再発防止対策会議の設置について
 - ・平成 22 年度土地処分に係る議決欠缺の検証について
 - ・再発防止対策に向けた検討について
 - ・その他

第 1 回～第 2 回までの期間

- ・事務局による当時の関係者への事実関係等の聴取

第 2 回会議 令和 8 年 8 月 26 日 (水)

- ・関係者からの事実関係等の聴取について
- ・再発防止対策の検討について
- ・その他

第 3 回会議 令和 8 年 9 月 11 日 (金)

- ・平成 22 年度土地処分に係る議決欠缺の検証等に関する報告書(案)について
- ・その他

平成 22 年度土地処分に係る議決欠缺の検証等に関する報告書

令和 8 年 9 月

作成／東久留米市土地処分に係る議決欠缺再発防止対策会議